

石川県公立大学法人行動計画

教職員の仕事と子育ての両立を推進し、男女を問わず教職員が働きやすい環境を整備することによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮することができるよう、次のように行動計画を策定する。

I 計画期間

令和7年8月5日から令和12年3月31日までの5年間

II 法人教職員における課題の認識

- ・仕事と育児の両立を図るため、雇用環境の改善を進める必要がある
- ・男女間における平均勤続年数に大きな差異はないものの、育児休業等のとりやすい職場環境の醸成や、長時間労働の是正には継続して取り組む必要がある

III 目標及び内容

1 仕事と育児の両立について（次世代育成支援法関係）

（1）時間外勤務の縮減

【目標：常勤職員の法定時間外勤務時間数を前年比で5%程度の削減を目指す】

- ① 所属毎に定時退庁日を設定するなど、時間外勤務を縮減する取組を行う。
- ② 教職員は事務の簡素合理化やメリハリのある業務遂行に努め、管理職は各教職員の業務の状況及び時間外勤務の実績を把握し、適切な業務遂行マネージメントする。
- ③ 効率的業務運営の観点から、業務の実態に応じ、勤務時間の割振り変更や各所属間の教職員の機動的配置変更等を適宜実施する。

対応：令和7年7月から実施（前回計画から継続）

いずれも令和4年1月以降の事務局長会議で例年依頼済

（2）年次有給休暇等の取得促進

【目標：法定取得日数（年6日）以上の確実な取得】

- ① 所属長や管理職員等は、教職員が年次有給休暇を取得しやすい雰囲気作りに努めるとともに、教職員の業務の状況を常に把握し、教職員が計画的に年次有給休暇を取得できるようマネージメントするものとする。
- ② 所属長や管理職員等は、子育て中の教職員に対し、家族とともに過ごす時間の確保等のため、積極的に年次有給休暇を取得するよう促すものとする。
- ③ 育児関連の休暇、休業制度を周知し、利用促進を促すものとする。

対応：令和7年7月から実施（前回計画から継続）

①、②：令和4年1月以降の事務局長会議で例年依頼済

③：令和4年7月の育児休業規程改正以降随時周知

随時：新規採用教員向け勤務・休暇の手引きの配付のほか、産前休暇の相談等があった際に育児休業制度等も含めた休暇制度の説明の実施

（3）人事管理上の配慮

【目標：計画期間の男性の育児休業の取得率を100%とし、2週間以上の育児休業取得期間の割合を80%とする】

- ① 所属長や管理職員等は、育児休業期間や育児短時間勤務の期間の代替職員の確保に配慮するものとする。
- ② 所属長や管理職員等は、業務の配分や人員配置に当たっては、特定の教職員や所属に負担が集中しないよう、業務量や内容を適切に管理するとともに、繁忙期における部門間の協力体制を整備するものとする。

対応：令和7年7月から実施（前回計画から継続）

随時、教員の休職等に臨時教員の速やかな配置を実施

2 女性の活躍の推進について（女性活躍推進法関係）

（1）育児休業等の取得促進

【目標：男女の平均勤続年数の差異について、1年以内となるようにする】

【目標：計画期間の男性の育児休業の取得率を100%とし、2週間以上の育児休業取得期間の割合を80%以上とする（再掲）】

- ① 育児関連の休暇、休業制度を周知し、利用促進を促すものとする。（再掲）
- ② 男性の育児参加のための休暇制度等についても取得を促進するものとし、女性の柔軟な職場復帰ができる環境づくりを行う。

対応：令和7年7月から実施（前回計画から継続）

随時、教員の休職等に臨時教員の速やかな配置を実施

（2）長時間労働の是正

- ・ 時間外勤務の縮減のため、教職員は事務の簡素合理化やメリハリのある業務遂行に努め、管理職員等は各教職員の業務の状況及び時間外勤務の実績を把握し、適切な業務遂行をマネージメントする（再掲）。

3 本行動計画は、計画期間中においても随時弾力的に見直し、変更できるものとする。